

第1回徳島県犯罪被害者等支援条例検討委員会議事概要

- 1 日 時 令和2年7月6日（月）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 徳島県庁10階 中会議室
- 3 参加者 委員6名、消費者くらし安全局長，消費者政策課長
消費者政策課くらし安全担当室長ほか

4 議事概要

(1) 会長，副会長選出

<事務局より資料1に基づき委員会の趣旨説明>

○会長として内海委員，副会長として武市委員を選出。

(2) 徳島県犯罪被害者等支援条例案について

<事務局より資料2から資料6に基づき説明>

【会長】

徳島県で条例が制定されることを期待してきたし，必要性を感じていた。これまで被害者支援センター等関係機関は連携して対応をしてきており，こういった取組から良い条例が作られれば良いと思う。

【委員】

他県に追随するのではなく，県民に優しい最新の条例が出来ればと思う。被害者支援ができる社会づくりを考えていきたい。

【委員】

条例をつくれれば良いという訳ではない。他県では先進的な取組も出てきているので，良い条例を取り入れれば良い。

【委員】

実効性のあるより良い条例ができればいい。

○条例案質疑応答

【委員】

理念条例というが，内容として努めるとするか，実行するとするか。県として骨子をどう考えるか。（条文の書きぶり，「講ずる」「努める」について）

【事務局】

県としては責務と役割の両方がある。そういった方針についても委員の皆様の意見をいただきたい。方針として決定しているものがある訳ではない。

【委員】

条例があるということを内外に情報発信していく必要がある。アピールすることで安心感につながるのだから、そこではやりますと言っていた方がいい。小規模自治体ならではのものを作ればいい。努力義務だけならやめた方がいい。

【委員】

他の自治体の条例を見ると努めるという内容がある。努めてもらうのではなく、そうしてほしい。ぼかした表現よりははっきりしてほしい。

【委員】

努める、するというのは条文の内容によって変わってくる。

【委員】

他県では県民の役割などは努めるで、具体的な施策はするとなっているので、方向性としては具体的にしたらいい。

○総則について

【委員】

(定義について) 二次的被害か二次被害かで定義が違ふ。支援団体としては二次被害が望ましい。また、再被害を定義に加えてほしい。

県の責務については、県が主体的に取り組むよう記載してほしい。県内市町村ごとに支援が違ふのは問題。

【委員】

二次的というのはあいまいな表現。二次被害は多岐にわたっている。支援の大きな柱は、二次被害と再被害への対応となる。二つは外せない。加害者に被害者情報を伝えない、ということ条に盛り込んでほしい。

【委員】

基本的な窓口は各市町村だが、被害者支援は多岐にわたるので、県レベルでの取組でも間に合わないこともある。他県との横のつながりをもって、(広域的な取組が) できればいい。あわせて、いかに市町村もあわせて条例をつくっていく

かが課題。理念なのでそこまで具体的には難しいが、市町村にも制定に向けてアピールしてほしい。

【委員】

県が包括的な窓口になることは可能か。小さな自治体なら窓口に知り合いがいて被害者が行きにくいことがある。市町村の窓口には被害者支援することを考慮してもらい、県が市町村の窓口を兼ねる形はできないか。

【事務局】

県には総合窓口という役割があるが、専門的なところに繋ぐのが役割と考えている。相談の重要性は認識しており、相談のしやすさも大事と考えている。（被害者が）市町村の窓口に行きにくいということもあるのかと思うが、県が窓口となって対応するのは、現時点でははっきり言いがたいので、認識をもって考えたい。

【委員】

行政の手続は煩雑。DVや性被害のように、（包括的な）なにか工夫があればいい。

○総合的な支援のための体制について

【委員】

連携協議するものと推進計画を策定するものは別と考えるが、県はどう考えているのか。

【事務局】

事務局としては、犯罪被害者支援連絡協議会と協力していきたいと考えている。ただ、実際に現場で対応している人に計画策定に御協力いただきたいので、協議会のなかの作業部会というようなかたちで計画を策定していきたい。ここには協議会プラス意見いただける人、機関にお願いしたい。

【委員】

連携協議と計画策定は性質が違うので分けた方が良い。一緒にすると機関の位置付けがあいまいになる。被害を受けた方が意見を出す機関が必要。

【委員】

（被害を受けたときに）どこに意見を言えばいいのか分からない。（被害を受けた側としては）死亡届を出すのもサポートが必要で、その他の手続も煩雑で、そのときには出来ない。もっとこうしてほしいということを被害者として言える場があ

ればいい。

【会長】

（意見を出す場としては）大きな場よりも、有識者会議のような小さなところがいい。意見を出す場として、協議会と別の場にしてはどうか。

【委員】

被害者の生の声を聞く機会が必要。

【委員】

（被害を受けて）いきなり被害の話をされる方はいない。聞き取るには時間がかかる。大きな場では難しいので、話を聞ける体制づくりが大事。（役所での）手続はスピーディに出来ると良い。

【委員】

県庁の内部，外部組織（県警，学校，捜査機関）の情報共有が必要。年少者を扱う場合は特に難しいので，対応を知っておいて整理することが必要。

更正保護の関係で，被害者は出所した人がどこにいるかを気にする。出所後についても配慮が必要だが，条例でどこまでできるか。

○財政上の措置，経済的負担の軽減について

【委員】

（財政上の措置については）努めるではなく，講ずるとしていただきたい。国の給付金が出るのはかなりあととなる。被害者は経済的負担は非常に重い。

【委員】

一時金が出ると被害者は楽になる。

【事務局】

（経済的負担の軽減について）基本的にどういったかたちで盛り込むのか検討したい。

【委員】

被害者支援ネットワークでは緊急支援制度があり，助かっている人がいる。自治体で支援策できればありがたい。

【委員】

火葬代も被害者が負担することとなる。それは被害者には耐えられないこと。また、医療支援やカウンセリングにも費用はかかる。

【委員】

県をまたいだ場合の遺体の搬送費も遺族が負担しなければならない。

【委員】

どういったときに支給するかは要綱等で決まる。ただ財政上努力義務では難しいので講ずるとする必要があるのではないか。

○相談及び情報の提供等について

【委員】

殺傷の場合は捜査機関がすぐ対応するが、性被害、虐待の場合は情報の共有が大事。条例で整理が必要。すぐにカウンセリング機関と共有できればいい。同意書など、どういうあり方がいいか県として方針があればいい。

○日常生活及び社会生活の支援について

【委員】

日常生活支援について盛り込むのは重要。支援をやっている側が求めている人にどれほどのことが出来ているかは疑問。他機関と連携して取り組んでほしい。

【会長】

他県も講ずるという記載が多いので、講ずるという記載で検討してほしい。

○安全の確保について

【委員】

安全の確保、情報の管理をしっかりとしてほしい。関係団体への支援や一時保護にホテルを使うか施設を使うか、子どもがいる場合どうするかも考えてほしい。

【会長】

情報の管理について記載のない自治体もあるので、しっかり検討してほしい。

【委員】

裁判後に後をつけられる場合もあるので施策を検討してほしい。

【委員】

加害者に被害者情報を伝えないことも必要。プライバシーや名誉のため、情報保護が必要。具体的内容について条文で道をつくってほしい。

○居住の確保について

【委員】

県はどのように考えているのか。

【事務局】

DVの場合は長期間は難しいと聞いているが対応している。担当課からは被害者とはどういう人かと聞かれており、調整していきたいが入居しにくいのも現状。施策として必要とは考えている。

【委員】

自宅が現場となるとそこに住めなくなり、ただちに必要となる。

【会長】

次回までに努めるか、講ずるか検討してほしい。

○雇用の安定について

【会長】

啓発のみの記載となっているが、他県の条例では啓発等となっている。

○県民等の理解の増進について

【委員】

学校で被害者理解について講演を実施しているが、いじめ防止に効果があり、大人になったときの虐待防止にも効果があると聞いている。被害者理解の教育について条例に明文化してほしい。

【委員】

いじめ防止には、被害をうけた子がどれだけ苦しい思いをするか知ることが重要。

○人材の育成等について

【委員】

育成には財源が必要。支援を行っているのはほとんどボランティア。そのため長続きしないので手当が必要。

○民間支援団体の活動の促進について

【委員】

促進では表現として弱い。現状では被害者支援の研修もできない。援助について文言に入れてほしい。また、活動の場所を確保することも必要。

【会長】

様々な団体への支援が必要。研修を実施しているが後が育たない。財政的な支援が必要。

○その他

【委員】

本条例の支援の対象は発生地か居住地か。県外に出られている方が当県では多いのでそこも考えてほしい。